

【公的職業訓練（ハロートレーニング）のご案内】

職業訓練とは・・・
希望の仕事に就くために必要な知識・技能等を身に付けて頂き、
早期再就職を目指していただくための訓練です。

ハローワークでは
職業相談を通じて
あなたに合った
訓練をご案内！

各訓練施設では
見学会を実施！
申込前に見学す
ることをおすすめ
めします！

求職中

主に雇用保険を
受給できない方
求職者支援訓練

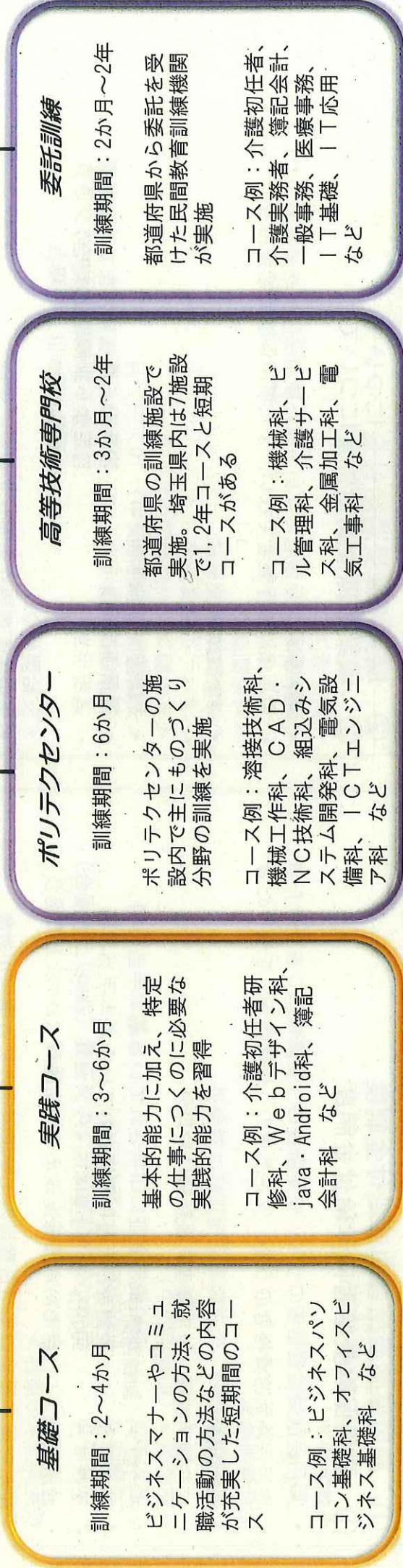
主に雇用保険を
受給できる方
公共職業訓練

申込可能！

【職業訓練の概要】

- ・対象者
 - 就職できる状態（妊娠中、病気や怪我の療養中はNG）
 - 訓練開始までに退職（申込日時点で退職日決まっている）
 - 訓練内容に関連した職種の仕事を目指す
- ※一部科目には年齢や学歴等の条件あり
- ・全訓練に共通する事項
 - 訓練期間中は平日毎日授業あり。1日6時間程度（カリキュラムの都合上、土曜に授業がある場合あり）
 - 受講料は原則無料（1～2年訓練は受講料負担の場合あり）
 - 受講料以外のテキスト代等は自己負担
 - 書類選考や面接、筆記試験などの選考試験あり
 - 訓練受講後1年以内の連続受講は原則不可
- ・申込方法
 - 申込は住所管轄ハローワーク（事前の相談が原則必要）
 - 県外の訓練も申込可能（相談・申込は住所管轄HW）
 - 併願は不可
- ・訓練中の給付金制度
 - 雇用保険を受給している方や受給できない方に応じて、それぞれ給付金制度があります。（裏面参照）
 - 給付金を受取るには支給要件に該当する必要があります。

※詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください



基礎コース

訓練期間：2～4か月
ビジネスマナーやコミュニケーションの方法、就職活動の方法などの内容が充実した短期間のコース
コース例：ビジネスパソコン基礎科、オフィスビジネス基礎科 など

実践コース

訓練期間：3～6か月
基本的能力に加え、特定の仕事につくのに必要な実践的能力を習得
コース例：介護初任者研修科、Webデザイン科、Java・Android科、簿記会計科 など

ポリテクセンター

訓練期間：6か月
ポリテクセンターの施設内で主にものづくり分野の訓練を実施
コース例：溶接技術科、機械工作科、CAD・NC技術科、組込みシステム開発科、電気設備科、ICTエンジニア科 など

高等技術専門学校

訓練期間：3か月～2年
都道府県の訓練施設で実施。埼玉県内は7施設で1,2年コースと短期コースがある
コース例：機械科、ビル管理科、介護サービス科、金属加工科、電気工事科 など

委託訓練

訓練期間：2か月～2年
都道府県から委託を受けた民間教育訓練機関が実施
コース例：介護初任者、介護実務者、簿記会計、一般事務、医療事務、IT基礎、IT応用 など

① 雇用保険受給者向け給付金制度

《対象者》

- 雇用保険受給資格者のうち、安定所長の「受講指示」を受けた者

《対象訓練》

- 公共職業訓練 ※求職者支援訓練は対象外

《支給額》（訓練期間中）

- 基本手当 : 受給資格者証に印字されている基本手当日額
- 受講手当 : 500円/日（上限40日分）
- 通所手当 : 自宅から訓練施設までの交通費（2km以上の場合）

《受講指示の条件》

下記表の基本手当の受給日数以内に受講開始となる講座が対象

所定給付日数	受講開始日までの基本手当受給日数	
	給付制限あり	給付制限なし
90日	60日以内	90日以内
120日	80日以内	120日以内
150日	100日以内	120日以内
180日	120日以内	120日以内
210日	140日以内	140日以内
240日以上	150日以内	150日以内

《その他》

- ※上記に該当する場合、以下についても対象となります。
- 給付制限期間中の方は訓練開始に伴い給付制限が解除されます。
- 訓練期間中に基本手当の所定給付日数を受け終わる場合、訓練終了日まで支給が延長されます。（訓練延長給付）
- 訓練期間中は、認定日に来所する必要がなくなります。

② 職業訓練受講給付金について

《対象者》

- 雇用保険被保険者でない、また雇用保険受給資格者でないこと

《対象訓練》

- すべての職業訓練

《支給額》（訓練期間中）

- 職業訓練受講手当 : 10万円/月
- 通所手当 : 自宅から訓練施設までの交通費（距離が2km以上の場合）

《支給要件》

以下の全ての要件を満たす場合に支給。

- 本人収入が月8万以下
- 世帯全体の収入が月25万以下
- 世帯全体の金融資産が300万以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも支給単位期間中に8割以上の出席が必要）
- 訓練期間中から訓練終了後、指定された日にハローワークで職業相談が必要
- 同世帯に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去にこの給付金を受給した場合、前回の受給から6年以上経過している
- 過去3年以内に、不正に特定の給付金の支給を受けていない

《その他》

- ※給付金を受けるためには、事前審査及び支給申請の手続きが必要です。
- ※遅刻、早退、欠席が繰り返される場合や指定された日にハローワークに来所しない場合、それ以降給付金を受給できなくなり、訓練の受講継続ができなくなるほか、すでに支給した給付金の返還を求められる場合があります。